

## 案件1 未着手都市計画道路（山手植田線等）の見直しについて

(1) 関連する議案

第 1号議案 名古屋都市計画用途地域の変更（付議）

第 3号議案 名古屋都市計画道路の変更（付議）

(2) 都市計画変更の理由

「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」において、「廃止候補路線」及び「計画存続路線」とした山手植田線等について、一部区間の廃止等の変更を行う。

(3) 山手植田線等の都市計画変更の概要

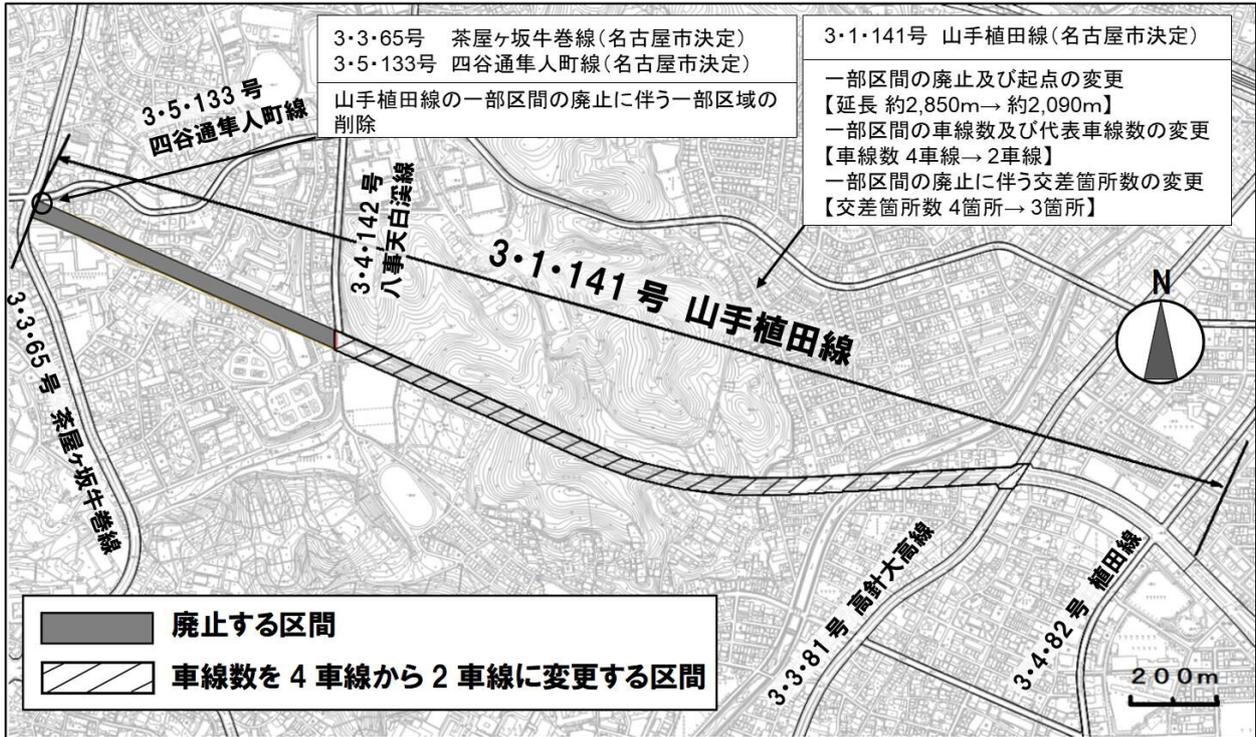
ア 一部区間の廃止等

名称	変更の概要
3・1・141号 山手植田線	一部区間の廃止及び起点の変更 <b>【延長 約 2,850m→ 約 2,090m】</b> 一部区間の車線数及び代表車線数の変更 <b>【車線数 4 車線→ 2 車線】</b> 一部区間の廃止に伴う交差箇所数の変更 <b>【交差箇所数 4 箇所→ 3 箇所】</b>

イ 関連する変更

名称	変更の概要
3・3・65号 茶屋ヶ坂牛巻線	山手植田線の一部区間の廃止に伴う一部区域の削除
3・5・133号 四谷通隼人町線	山手植田線の一部区間の廃止に伴う一部区域の削除

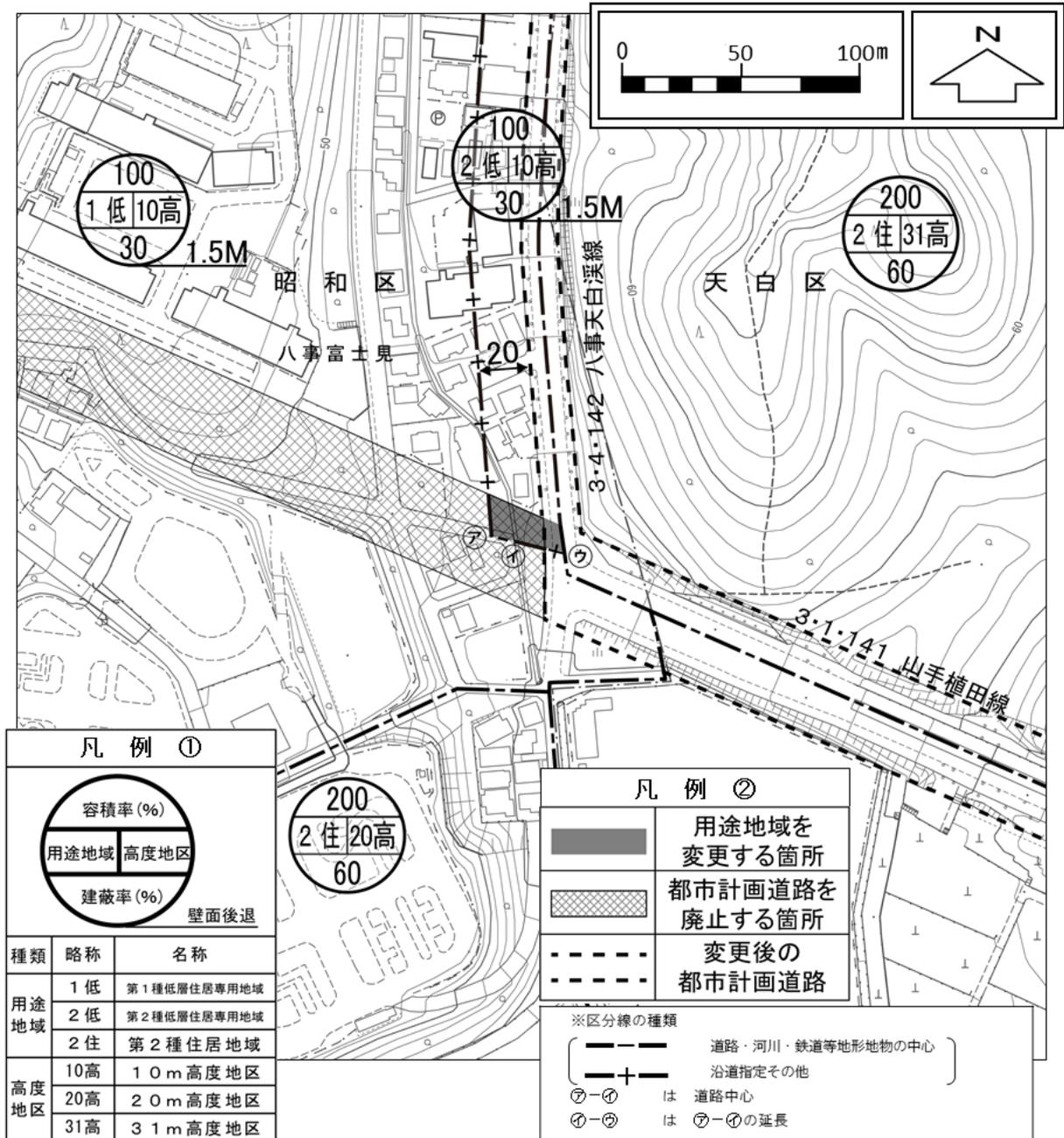
ウ 参考図（山手植田線等の変更）



(3) 用途地域の都市計画変更

都市計画道路の変更に伴い、周辺の用途地域の指定状況にあわせて、用途地域を変更する。

ア 参考図（用途地域の変更）



イ 用途地域変更前後対照表

変更前（現行）			変更後		
用途地域	容積率 / 建蔽率	壁面後退	用途地域	容積率 / 建蔽率	壁面後退
第1種低層住居専用地域	100% /30%	1.5m	第2種低層住居専用地域	100% /30%	1.5m